

5月

平成14年5月14日発行

広報

つるが

2002



こどもの国の春まつり 5月5日

contents

- 第3次敦賀市行政改革大綱を策定・・・2~3
- 敦賀市原子力防災計画を
全面的に修正しました・・・4~7
- 悪質商法にご用心!・・・8~9
- 街角スケッチ・・・10~11
- 市長へのメッセージ募集・・・12
- おしらせほか・・・13~20

No.724

R100 再生紙を使用
しています

市民・企業・行政が

ともいっしょに手をとりあって！

より質の高い行政運営をめざします

第3次

敦賀市行政改革大綱を策定

市では「自律と協働」をテーマに、質の高い行政運営と市民・企業等のみなさんとのパートナーシップを推進するため、「第3次敦賀市行政改革大綱」を策定しました。

大綱策定にあたっては、市民の代表者で構成した「行政改革推進委員会」をはじめ、市民のみなさんの意見をお聴きするとともに、新たな試みとしてインターネットを利用した「市民電子会議」を実施し、多くのみなさんの参加と議論・意見をいただきました。

これらのご意見・議論等は、大綱の実施計画に反映いたしました。

なお、第3次行政改革は、大綱、大綱別冊（主な課題）、実施計画の3部から構成されており、その概要については次のとおりです。



多くの発言が寄せられた市民電子会議

行政改革とは？

行政の効率化、簡素化を進めるとともに、行政の質と市民福祉の向上を図り、市民生活をより豊かにするために行うもので、大綱はそれをまとめたものです。

第3次敦賀市行政改革大綱 概要

策定年月

平成14年3月

推進期間

平成14年度から平成16年度までの3年間
(目標年次：平成16年度)

基本的な考え方

個性的で魅力ある自律した行政主体として、自己決定と自己責任のもとに、市民等との協力・協働による新たな行政運営を推進する。

基本方針

- ① 個性的で魅力ある自律した行政主体
- ② 地方分権社会への適切な対応
- ③ IT（情報技術）の積極的活用
- ④ 急激な社会構造（情勢）の変化に対応するため積極的な構造改革の推進

改革のための主な課題と主な取組（実施計画）内容

- ① 市民等との協働の推進とパートナー型行政の推進

公共施設の建設計画への市民参加
 非営利組織支援体制の確立
 地区公民館等管理運営の効率化 など

- ② 地方分権の推進と自治体経営の強化、透明性の確保

魅力ある都市景観の創出
 男女共同参画の推進
 実行委員会等（外郭団体）の情報公開制度の導入 など

- ③ ITを活用した市の「かたち」づくり
- ④ 新しい世紀に対応する組織づくり、人づくり

少子化対策に向けた子育て支援センターの拡充
 保育園の管理運営の見直し
 地方分権時代にあつた組織への転換 など

効率的な行政運営の体制づくり
 地域コミュニティの活性化
 工事等コスト縮減
 病院経営の健全化 など

第3次敦賀市行政改革大綱は、敦賀市ホームページでご覧いただけます。また、各公民館、図書館等でも閲覧できます。

URL <http://www.ton21.ne.jp/>

問合せ 総務部総務課 ☎ 22・8101



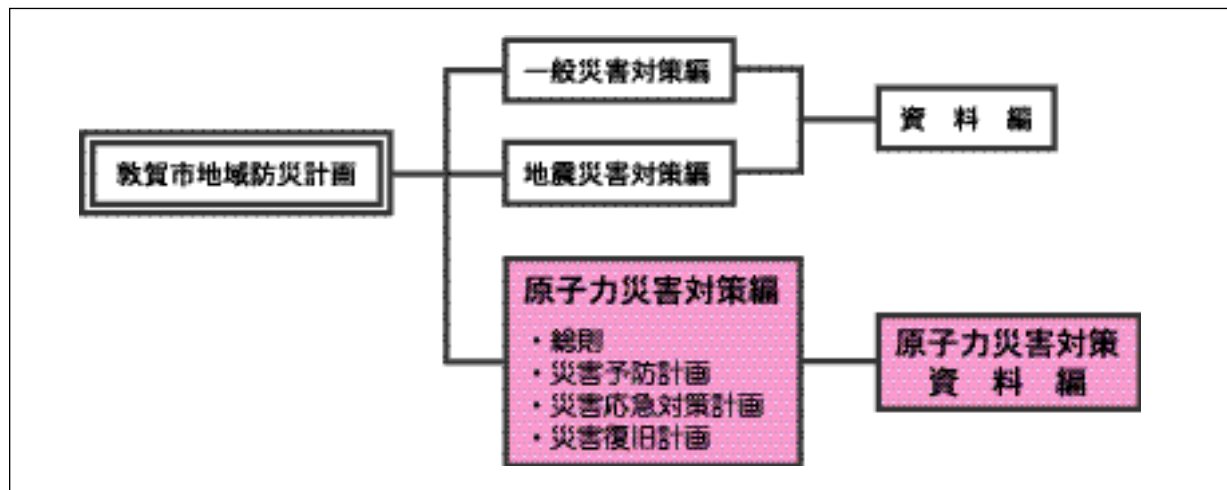


2月に完成した福井県敦賀原子力防災センター（金山）

- (1) **関係法令等との整合性**
「原子力災害対策特別措置法」、「防災基本計画（原子力災害対策編）」および「原子力施設等の防災対策について（防災指針）」等の国の指針等を的確に反映するとともに、「福井県地域防災計画（原子力防災編）」をふまえ、原子力防災対策のより一層の充実・強化を図りました。
- (2) **緊急時活動の強化**
初期段階から迅速・的確な防災活動が行えるよう、県とともに、国より早い段階において、災害対策本部の設置や避難等の防護措置を行います。
- (3) **防災関係機関との連携強化**
国・県・防災機関と連携を強化し、原子力防災センターを活用するなど、一体となった防災活動を実施します。
- (4) **住民対応の強化**
原子力災害時には、みなさんからの問い合わせに対応するため、すみやかに相談窓口を設置します。

計画の構成

計画は、総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画の4章で構成されています。



敦賀市原子力防災計画を全面的に修正しました



原子力防災センターを使用した原子力防災訓練（3月30日）

敦賀市地域防災計画

（原子力災害対策編）の

修正の趣旨

市では、原子力災害対策特別措置法が施行（平成12年6月）されたことから、これまでの敦賀市地域防災計画「原子力防災計画編」を全面的に見直し、敦賀市地域防災計画「原子力災害対策編」として今年3月にまとめました。

この計画は、原子力災害時に、市・県等の防災関係機関が総合的で計画的な防災活動が行えるよう、とるべき措置を定め、住民の生命・身体および財産を保護することを目的としています。



名称の変更

従来の敦賀市地域防災計画の「原子力防災計画編」から「原子力災害対策編」としました。
なお、「原子力災害対策編」は通称として「敦賀市原子力防災計画」を使います。

原子力防災計画の経緯

昭和45年の日本原電(株)敦賀発電所1号機の営業運転開始を受けて、昭和46年9月に作成して以来、今回で5回目の修正となります。

修正のポイント

- (1) **関係法令等との整合性**
「原子力災害対策特別措置法」、「防災基本計画（原子力災害対策編）」および「原子力施設等の防災対策について（防災指針）」等の国の指針等を的確に反映するとともに、「福井県地域防災計画（原子力防災編）」をふまえ、原子力防災対策のより一層の充実・強化を図りました。



(7) 飲料水・飲食物の摂取制限
 摂取制限に関する指標を定め、県その他関係機関と連携して飲食物の汚染度を的確に把握して、摂取制限を行います。

(8) 文教対策
 原子力災害の影響で通常の教育ができない場合は、休校措置や授業再開措置、児童・生徒・教職員の精神保健対策等を行います。

(9) 復旧対策の強化
 風評被害対策の実施、心身の健康相談等の総合的な相談窓口の設置、および中小企業・農林畜水産業者等への各種支援措置を行います。

(5) 実践的な防災訓練の実施
 必要に応じて、みなさんの協力を得て、県等の防災関係機関と共同して防災訓練を行い、現場での判断力の向上や的確な活動を図れるよう、より実践的なものに行います。

(6) 災害弱者への災害時対応の強化
 高齢者、障害者、外国人、乳幼児等に配慮した災害応急体制、情報連絡・伝達設備の充実および防災知識の普及啓発に努めます。



(3) 広報体制の強化
 原子力災害の特性に配慮し、防災放送チャンネル(9ch)や防災行政無線などのいろいろな手段を用い、みなさんへの情報伝達を迅速・的確に行います。

(4) 退避・避難等の防護措置の強化
 みなさんの安全確保を最優先に、県の計画に準じ、国の基準より早い段階で退避・避難の初期活動を開始するとともに、「市長が必要と判断したときは、退避等の指示を行います。」

敦賀市原子力防災計画を全面的に修正しました

計画の主な内容

(1) 原子力防災対策を重点的に充実すべき地域
 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲は、「防災指針」をふまえて、原子力発電所よりおおむね半径10kmの範囲としますが、広報・調査等を行う範囲は全市域とします。

(2) 本部体制の一貫性
 初期段階から適切な防災活動が行えるよう、事態の進展に合わせて、市長を長とする「防災活動室」や「事故対策本部」、「災害対策本部」を設置し、一貫した迅速で円滑かつ効率的な対応を図ります。

〈原子力災害時の主な応急対策の概要は下記のとおりです〉

事態の進展	フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	事態収束
	0.5マイクロシーベルト/時以上	1マイクロシーベルト/時以上	5マイクロシーベルト/時以上	原子力緊急事態宣言発出	
原子力事業者	通報	第10条通報	第15条通報		
国・県	県・警戒配備体制	県・事故対策本部設置	県・災害対策本部設置 国・関係省庁事故対策連絡会議設置	※原子力緊急事態宣言 国・原子力災害対策本部設置(内閣府)	※原子力緊急事態宣言解除
敦賀市	防災活動室設置 (警戒配備体制)	事故対策本部設置	災害対策本部設置 国・現地事故対策連絡会議設置 県・緊急時医療本部設置 県・市・現地災害対策本部設置	国・原子力災害現地対策本部設置 合同対策協議会開催	必要に応じ、退避・避難の指示

〈用語解説〉

フェーズ 事態の進展段階を示すもので、数字が大きいほど重くなる
 第10条・第15条通報 法律で定められた通報基準
 シーベルト 人間の受ける放射線量をあらわす単位 1,000マイクロシーベルト = 1ミリシーベルト
 (参考:自然から受ける放射線 = 年間約1.1ミリシーベルト)



この「広報つるが」とともに、原子力防災のハンドブック「わかって安心 もしものときの原子力防災」を各ご家庭に配布します。原子力災害に対する日ごろの備えや、万が一、災害が起きたときの対処の仕方などがわかりやすく掲載してあります。

このハンドブックをよく読んでいただき、万が一の場合に、どんな判断をし、どう行動したらよいか、ご家族で、また地域のみなさんと、原子力防災について話し合ってみてください。

敦賀市原子力防災計画は、敦賀市ホームページでご覧になれます。

URL <http://www.ton21.ne.jp/>

問合せ 生活防災課 ☎ 22・8166

被害にあわないためには・・・

いらぬものは、ハッキリ断る。

高額な契約やうますぎる話は、家族や知人によく相談する。

その場で契約せず、商品やサービスの内容、支払総額を十分に検討する。



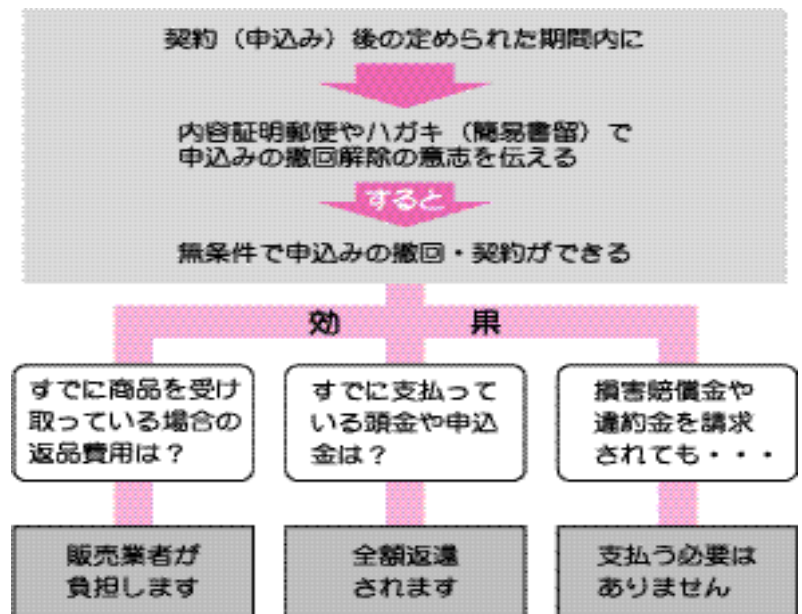
悪質商法に

ご用心!

「お年寄りの消費者トラブル」

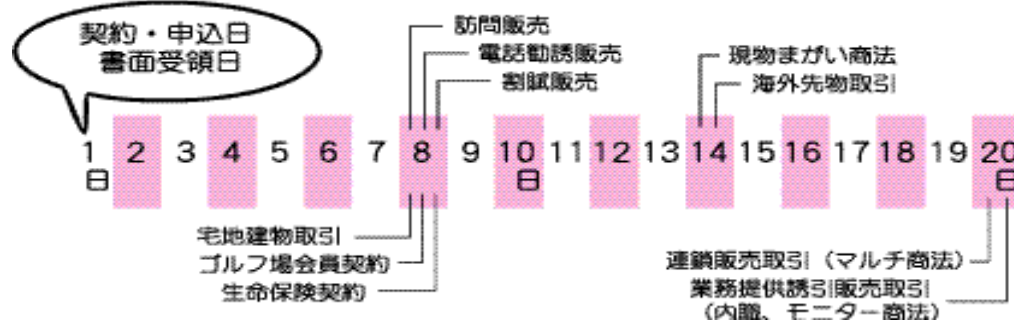
最近、高齢者の消費者トラブルが増えています。高齢者のトラブルの特徴として
訪問販売による勧誘時や購入時に多くの問題があること
契約購入金額が他の年齢層に比べて高額であること
トラブルを自分で解決することがなかなか難しいこと
などがあげられます。
ねらわれやすいのは一人暮らしの高齢者です。高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、家族など周囲の人たちが注意して見守ることが必要です。

知って得する クーリング・オフ制度



「契約したけど、よく考えたら必要ないものだった」「最初聞いた話と違う。解約したい」
こんな時、あなたの味方になるのがクーリング・オフ（契約申込みの撤回・契約の解除）制度です。

《クーリング・オフが可能な期間は...》



郵便はがき

〒□□□□□□

○市○○町○○番地

○株式会社

代表者様

ハガキ 表面

契約解除通知書

契約年月日 平成○○年○○月○○日

商品名 ○○○○○○

販売金額 ○○○○○○

販売会社名 ○○○○○○

右記日付の契約は解除します。なお、すみやかに支払済の○○○○円を返金し、商品を引き取ってください。

平成○○年○○月○○日

〒□□□□□□

○市○○町○○番地

氏名○○○○

ハガキ 裏面

ハガキはコピーし、郵便局の受領書と一緒に保管しましょう。

困ったときは相談を!

生活防災課 生活防犯課 電話 22-8115

敦賀相談室 (県敦賀合同庁舎内) 電話 22-0001

福井県嶺南消費生活センター(小浜市) 電話 0770-52-7830

高齢者の「次々販売」の商品別件数(全国) 平成6年度～平成13年度 (上位5品目)

商 品	件 数	比 率
ふとん類	1,531	15.9%
着物類	1,223	12.7%
屋根工事・増改築工事など	683	7.1%
床下換気扇など	618	6.4%
紳士録・名簿	499	5.2%

《次々販売》 1人の消費者に業者が商品などを次々と販売するトラブル

こんなケースがありました

母は一人住まいで年金暮らしをしています。あるとき、預金通帳の残高がほとんどないことに気づき母に尋ねたところ、着物を買ったことが分かりました。家の中を捜したところ契約書等が出てきて、この2年間で10数回にわたり、着物や帯を主にクレジットで購入していました。母はほとんど着物を着たことがないので強引に買わされたと思います。

せめて、最近契約したものだけでも解約できないでしょうか。(当事者：70歳代の女性)

相談を受けて

消費生活センターで詳しい聞き取りをしたところ、過去2年間で着物、帯、小物類を次々と購入し、総額約800万円の契約をしたことが分かりました。販売店は同じで、信販会社は複数社ありました。このお母さんは、「車が迎えに来て展示会へ連れて行かれ、展示会に来た記念にサインしてといわれて名前を書かされたが、着物を買った覚えはない」と感情を高ぶらせ繰り返し話されました。当センターは、過量販売、過剰与信、また最近アルツハイマー型痴呆症と医師に診断され、契約時に十分な判断能力を持っていなかったのではないかと主張しました。その結果、納品になっていない着物(約240万円)については信販会社が引き取り、相談者が違約金(10万円)を払うことで合意しました。